

鈴鹿市考古博物館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 8 号

鈴鹿市考古博物館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市考古博物館条例（平成 1 0 年鈴鹿市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 鈴鹿市考古博物館（以下「博物館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が、特別の事由があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日及び第 3 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。

(2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。

(3) 1 2 月 2 7 日から翌年 1 月 4 日まで

(開館時間)

第 3 条 博物館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館時間は、午後 4 時 3 0 分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定により博物館の講堂又は会議室（以下「講堂等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用日の属する月の 6 月前の月の初日から使用日の 7 日前までに鈴鹿市考古博物館施設使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、鈴鹿市考古博物館施設使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

2 講堂等の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

（特別利用許可の申請）

第6条 条例第6条第2項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館特別利用許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（特別利用の許可）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、鈴鹿市考古博物館特別利用許可書（第4号様式）を交付するものとする。

2 特別利用の許可を受けた者は、特別利用の際に前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

（使用の変更及び取消し）

第8条 使用者は、第5条第1項の許可書に記載された事項を変更し、又は使用の許可を取り消そうとするときは、鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）許可申請書（第5号様式）に当該許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、使用の変更又は取消しを許可し、鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）許可書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

第9条 市長は、条例第7条第2項の規定により使用又は特別利用の許可を取り消し、又はその効力を停止するときは、鈴鹿市考古博物館使用（特別利用）許可取消し（使用停止）通知書（第7号様式）により使用者に通知するものとする。

（観覧券の提示）

第10条 条例第8条第1項に規定する観覧料を納付する者は、観覧券の交付を受け、観覧に際し観覧券を提示しなければならない。

（使用料の返還）

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用できなかった場合 既納の使用料の全額
 - (2) 使用者が、使用日の15日前までに第8条第1項の規定による申請（取消しの申請に限る。）をし、同条第2項の規定によりその許可を受けた場合 既納の使用料の半額
 - (3) 使用者が第8条第2項の規定により変更の許可を受けた場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき 過納金の全額
- (遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として市長の許可を受けたときは、この限りでない。
 - (2) 物品を販売し、又は販売を目的とする催事を行わないこと。
 - (3) 使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。
- (観覧料の免除)

第13条 条例第10条の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく教育活動の一環として学生、中学生、小学生及びその引率者が観覧する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合
- (3) 高齢者（70歳以上）が観覧する場合
- (4) 博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等に参加する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

2 観覧料の免除を受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館観覧料免除申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、身体障害者等が身体障害者手帳等を提示した場合、又は市長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第14条 条例第10条の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する事業のために使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校（以下「学校」という。）が教育活動の場として使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合
（資料貸出しの申請）

第15条 条例第11条の規定により博物館資料を貸出しすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館及び同法第31条第1項の博物館に相当する施設を設置する者
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 学校を設置する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館資料貸出許可申請書（第9号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料（以下「寄託資料」という。）であるときは、当該寄託をした者（以下「寄託者」という。）の承諾書を添付しなければならない。

（資料貸出しの許可）

第16条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、鈴鹿市考古博物館資料貸出許可書（第10号様式）を交付するものとする。

2 資料の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

3 博物館資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを延長することができる。

4 借受人は、博物館資料の貸出しを受ける際に第1項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

（預り証の徴収）

第 17 条 市長は、博物館資料を貸し出した場合は、借受人から預り証を徴収しなければならない。

(資料の借用)

第 18 条 市長は、展示又は研究等、博物館運営上必要と認める資料を借用することができる。

2 市長は、資料を借用したときは、預り証（第 11 号様式）を交付するものとする。

3 借用した資料の返還は、預り証と引換えに行わなければならない。

(資料の寄贈又は寄託)

第 19 条 博物館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、鈴鹿市考古博物館資料寄贈（寄託）申請書（第 12 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾をしたときは、鈴鹿市考古博物館資料受領書（第 13 号様式）を交付するものとする。

3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、資料受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 20 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

鈴鹿市考古博物館施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

次のとおり博物館の施設を使用したいので、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

使 用 目 的		使用予定人員	約	人
使 用 施 設	☐ 講堂 ☐ 会議室			
使 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間			
使用中の責任者	住 所			
	氏 名		電 話	

第 2 号様式（第 5 条関係）

（表）

鈴鹿市考古博物館施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました施設の使用について、鈴鹿市考古博物館条例
第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により次のとおり許可します。

許 可 書 番 号	第 号		
使 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間		
使 用 場 所 使 用 料 そ の 他	使用料 区分	金 額	備 考
	講 堂	円	
	会 議 室	円	
	冷 暖 房	円	
	使 用 料 合 計	円	
使用料受領日	年 月 日		
使用許可の条件	裏面記載の事項		
備考			

(裏)

使 用 者 の 心 得

- 1 使用開始前に使用許可書を博物館事務室へ提示してください。
- 2 使用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 博物館及び敷地内では禁煙を厳守し、火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく館内にピン打ち、釘打ち、テープ貼り等をしないこと。
 - (3) 博物館及び敷地内で飲食が必要な場合は、事前に考古博物館長の承認を得て所定場所の指示を守ること。
 - (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 許可を受けた場所以外の施設を使用し、又は設備器具以外のものを使用しないこと。
 - (6) その他博物館の職員の指示に従い、管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- 3 次に該当するときは、使用の許可の効力を停止し、又は使用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 使用許可の条件又は目的に違反したとき。
 - (3) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4) 博物館の施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
 - (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
 - (6) 関係条例等に違反したとき。
 - (7) その他市長が不適當と認めるとき。
- 4 使用中に博物館の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、使用者は、これを原状回復し、その損害を賠償しなければならない。

第3号様式（第6条関係）

鈴鹿市考古博物館特別利用許可申請書

(宛先)

申請者 住 所

氏名・団体名 _____

職業・代表者氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり特別利用の許可を受けたいので、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第6条の規定により申請します。

[illegible]

第 4 号様式（第 7 条関係）

鈴鹿市考古博物館特別利用許可書

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました特別利用については、鈴鹿市考古博物館条例
第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により次のとおり許可します。

利 用 の 目 的		
利 用 の 日 時	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで	
利 用 の 方 法	熟覧・実測・拓本・模写・撮影・その他 ()	
利 用 資 料 の 名 称		点 数
備考		

(注) この許可書は、特別利用をする際、当博物館職員に提示してください。

第5号様式（第8条関係）

鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請者 住 所

団体名

氏 名 (代表者)

電 話

鈴鹿市考古博物館条例施行規則第8条第1項の規定により、鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）許可を受けたいので次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使 用 目 的			
許可を受けた施設名	☐ 講堂 ☐ 会議室		
許可を受けた日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間		
変更（取消し）理由	☐ 変更 ☐ 取消し ・理由		
変 更 希 望 施 設 名	☐ 講堂 ☐ 会議室		
変 更 希 望 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間		

備考 使用許可書を添付してください。

下欄は、記入しないでください。

使用料の清算	変更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料
		円	円	円
	取消し	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金
		円	円	円
受付年月日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日	
			第 号	

第 6 号様式（第 8 条関係）

鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました鈴鹿市考古博物館使用変更（取消し）について、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

行 事 の 名 称		
変 更 前	許可を受けた施設名	☐ 講堂 ☐ 会議室
	許可を受けた日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間
変 更 後	使 用 施 設 名	☐ 講堂 ☐ 会議室
	使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間
	変更（取消し）理由	☐ 変更 ☐ 取消し ・理由

使用料の清算	変 更	既 納 使 用 料	変更後の使用料	差 引 使 用 料
		円	円	円
	取 消 し	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金
		円	円	円
受 付 年 月 日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日	
			第 号	

第 7 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市考古博物館使用（特別利用）許可取消し（使用停止）通知書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付け 第 号で許可した施設使用（特別利用）の取消し（使用停止）について、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第 9 条の規定により下記のとおり通知します。

記

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 者	住所又は所在地		
	氏名又は団体名 及び 代 表 者		TEL
使 用 目 的			
使 用 期 間		年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで	
使 用 施 設 等		☐ 講堂 ☐ 会議室 ☐ 博物館資料	
取 消 し 又 は 使 用 停 止 の 理 由			
備 考			

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

鈴鹿市考古博物館観覧料免除申請書

年 月 日

(宛先)

申請者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

観覧料の免除を受けたいので、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定により申請します。

免除申請の理由	
観 覧 年 月 日	年 月 日 (曜日)
在 館 時 間	時 分 から 時 分 まで
観 覧 人 員	人
引率責任者氏名	

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

鈴鹿市考古博物館資料貸出許可申請書

（宛先）

申請者 住 所 _____
氏名・団体名 _____
職業・代表者氏名 _____
電話番号 _____

次のとおり博物館資料の貸出しを受けたいので、鈴鹿市考古博物館条例施行規則第 1 5 条第 2 項の規定により申請します。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	資 料 番 号	資 料 名	数 量	備 考
輸 送 方 法				
取 扱 責 任 者				
備 考				

（注）貸出しを受けたい資料が寄託資料のときは、寄託者の承諾書を添付してください。

第 1 0 号様式（第 1 6 条関係）

（表）

鈴鹿市考古博物館資料貸出許可書

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のあった博物館資料の貸出しは、裏面の条件の下に許可します。

利 用 目 的					
貸 出 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
利 用 場 所					
利 用 方 法					
貸 出 資 料	資 料 番 号	資 料 名	数 量	備 考	
輸 送 方 法					
取 扱 責 任 者					
備 考					

（注）この許可書は、資料の貸出しを受ける際、当博物館職員に提示してください。

(裏)

貸 出 許 可 条 件

- 1 貸出し許可を受ける者（以下「借受人」という。）は、貸出しを受けた資料（以下「貸出資料」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 2 貸出しに伴う一切の費用は、借受人が負担すること。
- 3 借受人は、故意又は過失により、汚損し、破損し、又は亡失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担する。
- 4 借受人は、貸出資料を本記載事項以外の目的に使用しないこと。
- 5 前各号に定めるほか、当博物館職員の指示に従うこと。

第 11 号様式 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

預 証

様

鈴鹿市長

印

記

下記の品確かにお預かり致しました。

1	品名	数量
---	----	----

2 預り期間

年 月 日 ~ 年 月 日

第 1 2 号様式（第 1 9 条関係）

鈴鹿市考古博物館資料寄贈（寄託）申請書

（宛先）

住 所

氏 名

電話番号

鈴鹿市考古博物館に下記の資料を寄贈（寄託）します。

記

1 寄贈（寄託）資料

資 料 名	数 量	形 状 ・ 寸 法 等
備考		

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 1 3 号様式（第 1 9 条関係）

鈴鹿市考古博物館資料受領書

様

鈴鹿市長

印

下記のとおり博物館資料を受領します。

記

1 寄贈（寄託）資料

資 料 名	数 量	形 状 ・ 寸 法 等
備考		

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで